

議案第28号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童発達支援管理責任者等の責務等を見直し、指定福祉型障害児入所施設における新感染症発生時等の対応を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号、第6号及び第11号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第3条第2項中「いう。）」の次に「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、「当該入所支援計画」を「これら」に改め、同条第4項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）」を「障害福祉サービス」に改める。

第4条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第5条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第6条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 管理者は、その指定福祉型障害児入所施設の児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第7条第1項中「まで」の次に「及び第10項から第12項まで」を加え、同条第2項中「当たっては」の次に「、適切な方法により」を加え、「行い」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条に次の6項を加える。

10 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法に

より、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

- 1 1 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、その支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 1 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。
- 1 3 第3項、第5項及び第6項の規定は、第10項に規定する移行支援計画の作成について準用する。
- 1 4 第3項、第5項、第6項、第8項、第10項及び第11項の規定は、第12項に規定する移行支援計画の変更について準用する。
- 1 5 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第25条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第28条の見出し中「指導、訓練等」を「支援」に改め、同条第1項前段中「指導、訓練等」を「支援」に、同項後段中「指導、訓練等」を「より適切に支援」に改め、同条第2項及び第3項中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第37条第1項中「いう。」の次に「以下この条及び」を加え、同条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第50条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第51条第1項第4号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第52条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊技場」に、「指導」を「支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第44条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日から施行する。